

## 告発動議に関する提案理由

1. 諫早湾干拓地に入植している株式会社T・G・Fの元代表である谷川喜一氏、現代表である小柳陥一氏、並びに元業務執行役員である田丸加代子氏及び谷川富貴氏の4名に対し、平成24年3月15日開催の諫早湾干拓事業における入植者選定に関する調査特別委員会において、株式会社T・G・Fの各種申請の計画内容及びその実績に関して証言を求めるため、証人出頭請求を同委員会の決議に基づき、谷川喜一氏と小柳陥一氏に対しては2月17日と3月5日の2度にわたり、また、田丸加代子氏と谷川富貴氏には2月23日に通知するも、いずれも出頭を拒否する旨の届がなされた。
2. この届書による不出頭の主な理由は、谷川喜一氏及び小柳陥一氏に関するものは、百条委員会の審査や尋問のあり方に対する批判であり、田丸加代子氏と谷川富貴氏に関するものは、2月23日開催の委員会に対して正当な理由なく不出頭であったことをもとに、地方自治法第100条に基づき議会が告発したことの不当性を理由として拒否するものであります。加えてこれらは、それぞれの本人からではなく、代理人である2人の弁護士を通じてなされたものであります。

3. 前回の告発の際、提案理由で述べたとおり、過去の判例等による不出頭の正当理由は、第一に出頭できない程度の重い病気である場合、第二に交通機関の故障で出頭できない場合、第三に出張、結婚式、その他業務または家事に関する社会通念上やむを得ないと認められる事情がある場合、第四に旅行中、その他の理由で過失なくして呼び出しを知らなかつた場合等、基本的に客観的な事象により証言する場に就けない事情がある場合に例外的に認められるものであり、先の届書で述べられた主張をもって不出頭の正当な理由と認め得ないのは明らかである。

真相を解明しようとする委員会においてこそ、客観的な事実や自らの考えが証言として述べられるべきであり、したがつてその機会の確保が法により謳われているところであります。

4. 4名が主張する理由をもって出頭請求を拒否できるのであれば、自己に不都合が及ぶおそれがあると被請求者が思料する限り、出頭を実現することは不可能となり、特別の調査権を付与した地方自治法の趣旨を著しく損なうことは明白であります。

かかる正当な手続きのもとに設置運用される百条委員会に対して、正当な理由なくかかる挑戦的で無法とも思える行為に対しては、議会として断固、厳粛な措置を処すべきであります。

以上が本議会に対し、告発の議決を求める提案理由であり、議員各位の賢明なご判断をお願いする次第であります。